

令和8年

5月号

濱田会計事務所通信

令和8年5月1日発行 Vol.105

桜の時期になったので、事務所の近くをふらっと散歩してみると、すぐ近くの小さな公園の桜が目に入りました。姫路は、有名な桜のスポットとして姫路城がありますが、そこまで行かなくても、少し周りを歩くだけで綺麗な桜に出会うことができます。

普段はほとんど歩かないのですが、この時期になると桜を見るために歩いてみます。

少し歩くだけで綺麗な桜を楽しめる日本は、改めて良い国だなと感じます。



令和8年度の税制改正

令和7年度は、それまで「103万円の壁」と言われていた基準が見直された年でした。この「103万円」には、大きく二つの意味があります。

- (1)「年間の給与収入が103万円以下であれば、所得税は課税されない」
- (2)「年間の給与収入が103万円以下であれば、扶養控除の対象から外れない」

令和7年度の改正により、(1)は160万円、(2)は123万円へと引き上げられました。

一般的に「壁」とは、その金額を超えることで負担が急激に増え、結果として手取りが減ってしまう可能性があるラインを指します。

この点、(1)については、その金額を超えた場合でも、所得税は段階的に課税される仕組みであるためいわゆる「壁」とは言いにくい性質のものです。

一方で(2)については、1円でも超えると扶養控除が受けられなくなり、扶養している方の税額が一度に増えるため、こちらは「壁」といえるでしょう。

さらに令和8年度の改正により、これらの金額は一段と引き上げられました。

まず、(1)の所得税が課税されない給与収入は178万円まで拡大されています。

この金額を超えると所得税が発生しますが、超えた部分に対しては5%程度の課税であるため、わずかな超過であれば過度に気にする必要はないでしょう。

また、(2)の扶養控除の判定となる金額も、123万円から136万円へと引き上げられました。

これらの税制改正は令和8年度から適用されます。

今後は物価の状況などを見ながら2年ごとに見直されることとなりましたので、今回の数字はひとまず令和9年分までとなっています。

ただし、社会保険の扶養の範囲となる「130万円の壁」については、現時点では具体的な変更は予定されていません。

一時的に収入が増加した場合等は考慮されるなど、一部の改正はありますが、基本的には130万円が基準となるため、引き続き収入管理には注意が必要です。



前ページでは所得税が課税される収入や扶養控除の対象となる収入について紹介いたしました。これは所得税の計算上の基礎控除という金額が増えた事が一つの要因です。所得税は収入から各種控除を控除し、課税所得を求めてからその課税所得に税率をかけて計算します。そのため控除の額が増えると課税所得が減少し、結果として所得税が少なくなります。基礎控除とはこの各種控除の一つであり、基本的には全員が受けられる控除です。但し、財源などの問題から所得の少ない人には控除を増やしても、所得の高い人には控除を増やす必要はないとの議論もあり、その結果所得に応じて段階的に控除額が変わるようになっていきます。

合計所得金額 〔令和8・9年分における 収入が給与だけの場合の収入金額（注3）〕	基礎控除額（改正された範囲）			
	改正後（注1）		改正前（注1）	
	令和8・9年分	令和10年分以後	令和8年分	令和9年分以後
132万円以下 (206万円以下)		99万円（注2）	95万円（注2）	
132万円超 336万円以下 (206万円超 475万1,999円以下)	104万円（注2）	62万円	88万円（注2）	58万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)			68万円（注2）	
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	67万円（注2）		63万円（注2）	
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	62万円	58万円		

上図のとおり、給与収入のみであれば665万5,556円を境に、令和8・9年分の基礎控除額は104万円から67万円に変わります。基礎控除以外に控除がないとした場合、給与収入665万5,556円の人所得税は、342,500円に対して、給与収入665万5,557円に人の所得税は416,500円となり1円の収入の違いだけで74,000円の税負担が増える事となります。



* お客様紹介 *

Noir（ノアール）様



兵庫県神戸市西区で美容院をされています。
オーナーはスタイリスト歴20年以上。お客様一人ひとりに向き合い、最高のヘアスタイルをご提案下さいます。
Noirは「髪と頭皮にできるだけ負担をかけないこと」を大切に、頭皮の整体ともいわれるピラティカ（頭皮の整体+髪のケア）に力を入れたサロンです。髪質改善だけでなく、ホルモンバランスを整えたり、ストレス緩和にもアプローチできるので、疲れが溜まっている方やハリやコシ不足が気になる方は是非一度ピラティカ使用のヘッドスパをご体感下さい。

【事業】美容院

【住所】兵庫県神戸市西区池上4-28-1

【電話】078-974-8717

<https://beauty.hotpepper.jp/slnH000386081/>



濱田会計事務所 HAMADA ACCOUNTANT OFFICE

濱田会計事務所
〒670-0053
兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13
TEL：079-229-9041
Fax：079-229-9049
E-Mail：info@hamadakaikai.jp
URL：<http://hamadakaikai.jp>



無料
メールマガジン
登録はこちら

